

1 計画の概要

(1) 改定の背景と目的

ときがわ町建築物耐震改修促進計画の改定に至るまでの主な経過は表1のとおりです。

表1 本計画改定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しない事の検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しない事を検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	阪神・淡路大震災	最大震度7
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成16年10月	新潟中越地震	最大震度7
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定される。
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画制定	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成22年3月	ときがわ町建築物耐震改修促進計画制定	平成27年度の耐震化率の目標設定
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度7
平成25年10月	基本方針の改正告示	平成32年までに住宅の耐震化率95%の目標が明示される。
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組が強化される。
平成26年3月	埼玉県、ときがわ町の地域防災計画改正	減災目標の設定
平成27年2月	首都圏直下地震に備える埼玉減災プランー 埼玉県震災対策行動計画ー策定	平成32年までに住宅の耐震化率95%の目標を設定
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	平成32年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標が明示される。
平成28年3月	改定埼玉県建築物耐震改修促進計画制定	平成32年までに住宅の耐震化率95%の目標を設定
平成28年4月	熊本地震	最大震度7

平成25年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が改正されたことにより、平成27年度までの当初計画を平成32年度まで5年間延長し、引き続き、昭和56年5月31日以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、埼玉県計画に基づき法第6条第1項の規定により定めるものです。

また、ときがわ町総合振興計画における基本政策「やさしい暮らしー人と自然の優しさが響き合う美しいまちづくりー」を推進するための計画であり、ときがわ町地域防災計画に則した計画とするものです。

(3) 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、ときがわ町の全域とします。

また対象となるのは、旧耐震基準で建築された住宅及び表2に掲げる「多数の者が利用する建築物」等で、耐震化の促進に取り組んでいます。

表2 多数の者が利用する建築物

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(段数、床面積の両方が下記の規模以上のもの)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊戯場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡
	自動車倉庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡

(4) 建築基準法上の構造基準の改正

建築基準法上の構造基準の改正の流れは以下のとおりとなっています。

表3 耐震設計基準の改正の流れ

年	耐震設計基準の変遷	主な変更内容
大正 13 年 (1924 年)	○関東大震災(大正 12 年)の被害を踏まえ、市街地建築物法の改正により、耐震基準が導入されました。	
昭和 25 年 (1950 年)	○福井地震(昭和 23 年)の被害を踏まえ、建築基準法が制定されました。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震力に対する必要壁量を規定 ・軸組の種類と倍率(壁の強度)を規定
昭和 46 年 (1971 年)	○十勝沖地震(昭和 43 年)の被害を踏まえ、建築基準法が改正されました。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定の強化 ・柱帯筋間隔を 30cm 以下から 10cm 以下に変更
昭和 56 年 (1981 年)	○宮城県沖地震(昭和 53 年)の被害を踏まえ、建築基準法が改正され、 <u>新しい耐震設計基準が導入されました。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の変形が過大にならず、壁等の配置が不釣合にならないように設計し、極めて稀にしか生じない大地震(震度*6 強・7)に対して、建物が破損しても建物を使う人の安全を確保するようにする。
昭和 57 年 (1982 年) §	※本計画では以後、昭和57年以降に建築された建物を「新耐震」、昭和56年以前に建築された建物を「旧耐震」として扱います。	

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

(1) 県内の地震被害履歴

本町を含む埼玉県とその周辺で発生し、大きな被害を与えた地震は表4のとおりです。

表4 埼玉県における地震被害履歴

発 生 年月日	地域（名称）	マグニ チュード	被害記述
1855. 11. 11 (安政 2)	((安政)江戸地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者3、負傷者1,724、家屋全壊27。幸手付近で家屋3,243棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる。
1894. 6. 20	(東京湾北部の地震)	7.0	南部で被害があり、飯能で山崩れ(約630m)があった。
1923. 9. 1 (大正 12)	(関東大震災)	7.9	死者・行方不明者411、負傷者497、家屋全壊9,268、半壊7,577。
1931. 9. 21 (昭和 6)	(西埼玉地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害。死者11、負傷者114、住家全壊63。秩父郡太田村八入峠にかなりの地すべりがあり。
2011. 3. 11 (平成 23)	(東北地方太平洋沖地震)	9.0	県内では、死者1、負傷者104、住家全壊42、住家199。

出典)「ときがわ町地域防災計画」

(2) ときがわ町で想定される地震被害想定

県では「埼玉県地震被害想定調査」(平成24・25年)を行っており、以下の5つの想定地震について建物、人的、ライフライン等の被害想定結果が示されています。

表5 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

地震の タイプ	想定地震	マグニ チュード	備 考
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源の深さに関する最新の知見を反映 ※ 30年確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※ 30年確率：0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※ 30年確率：2%以下



図1 想定地震の断層位置図

これらの地震により、ときがわ町における影響が最も大きいと予測されたのは「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）」による地震であり、想定される被害状況は次のとおりです。

表6 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北） 冬季5時

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者（人）	9 (3, 550)	建物被害	全壊	134 (57, 272)
	負傷者（人）	86 (23, 454)		半壊	439 (102, 000)
	うち重傷者（人）	11 (4, 543)		合計	573 (159, 272)

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査より
上段は町、下段（ ）は県

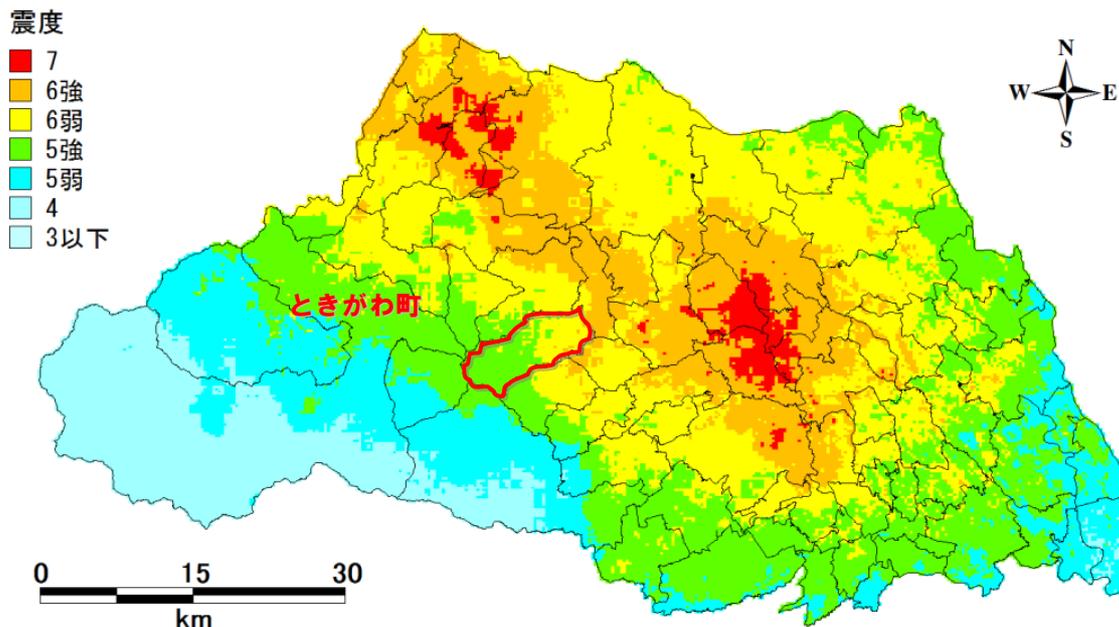


図2 関東平野北西縁断層帯地震による地表震度分布図 (破壊開始点：北)

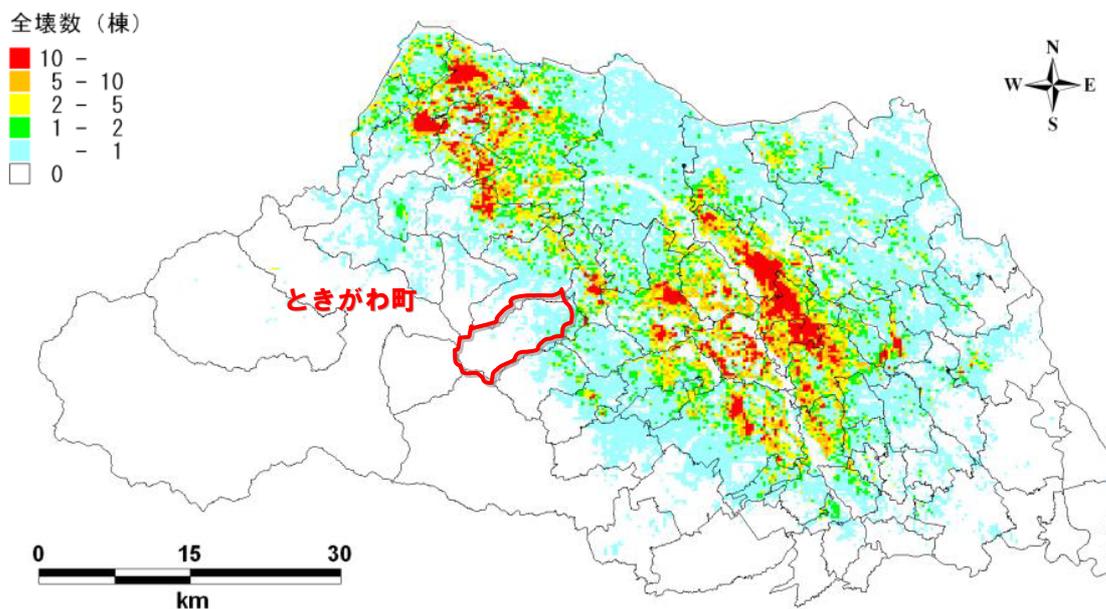


図3 関東平野北西縁断層帯地震の揺れ+液状化による建物全壊数予測分布図 (破壊開始点：北)

(3) 建築物の耐震化状況

ときがわ町内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況については、次のとおりです。

① 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と町の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきました。耐震化の現状は次のとおりです。

表7 住宅の耐震化の推移

(単位：戸)

区分	全戸数 ①=②+③	昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅 ②	昭和56年5月までの旧耐震の住宅		耐震性を有する全住宅戸数 ⑥=②+④	耐震化率 (%) ⑦=⑥/ ①×100	
			③=④+⑤	耐震性あり ④			耐震性なし ⑤
平成20年10月	- (2,688,000)	- (1,955,830)	- (732,170)	- (266,804)	- (465,366)	- (2,222,634)	- (82.7%)
平成22年3月	5,975 -	3,332 -	2,643 -	696 -	1,947 -	4,028 -	67.4% -
平成27年3月	5,776 (2,952,500)	3,383 (2,295,513)	2,393 (656,987)	834 (260,475)	1,559 (396,512)	4,217 (2,555,988)	73.0% (86.6%)
平成28年3月	5,769 (2,990,900)	3,377 (2,344,475)	2,392 (646,425)	874 (259,806)	1,518 (386,619)	4,251 (2,604,281)	73.7% (87.1%)

上段は町、下段()は県

② 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、県と町で連携し、公共建築物と民間建築物に対して、それぞれ耐震化の促進を図ってきました。耐震化率の現状は次のとおりです。

表8 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

(単位：棟)

区分	全棟数 ①=②+③	昭和56年6月以降の新基準建築物 ②	昭和56年5月までの旧基準建築物		耐震性を有するもの ⑥=②+④	耐震化率 (%) ⑦=⑥/ ①×100	
			③=④+⑤	耐震性あり ④			耐震性なし ⑤
平成18年3月	- (12,833)	- (6,634)	- (6,199)	- (1,615)	- (4,584)	- (8,249)	- (64.3%)
平成22年3月	27 -	16 -	11 -	4 -	7 -	20 -	74.1% -
平成27年3月	27 (20,546)	16 (13,374)	11 (7,172)	7 (5,385)	4 (1,787)	23 (18,759)	85.2% (91.3%)
平成28年3月	27 (21,062)	16 (14,224)	11 (6,838)	7 (5,450)	4 (1,388)	23 (19,674)	85.2% (93.4%)

上段は町、下段()は県

※ 旧基準建築物の棟数は、床面積や階数の基準が平成25年に変更されました。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

②-1 公共建築物

公共建築物は、地震発生時の避難所や災害対策本部など、多くが応急活動の拠点となる重要な施設となるため、耐震化に積極的に取り組んでいます。平成 27 年度末時点の用途別の耐震化状況は次のとおりです。

表 9 平成 27 年度末の多数の者が利用する建築物（公共）の耐震化率

（単位：棟）

区分	全棟数 ①=②+ ③	昭和 56 年 6 月以降の 新基準建 築物 ②	昭和 56 年 5 月までの旧基準建築物		耐震性を有 するもの ⑥=②+④	耐震化率 (%) ⑦=⑥/① ×100
			③ = ④ + ⑤	耐震性あり ④		
学校	6 (481)	1 (146)	5 (335)	5 (335)	0 (0)	6 (481) 100%
病院・診療所	- (12)	- (6)	- (6)	- (3)	- (3*)	- (12) 100%
劇場・集会場等	1 (3)	0 (1)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	1 (3) 100%
店舗	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
ホテル・旅館等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
賃貸住宅	- (750)	- (433)	- (317)	- (316)	- (1*)	- (750) 100%
社会福祉施設等	1 (22)	1 (10)	0 (12)	0 (12)	0 (0)	1 (22) 100%
消防庁舎	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他一般庁舎	1 (68)	0 (30)	1 (38)	1 (33)	0 (5*)	1 (68) 100%
その他	2 (143)	1 (70)	1 (73)	0 (72)	1 (1*)	1 (143) 50.0%
合計	11 (1,479)	3 (696)	8 (783)	7 (773)	1 (10*)	10 (1,479) 90.9%

上段は町有、下段（ ）は県有

※の建築物は、改修工事实施中、もしくは移転解体等の計画が決まっています。

※県の数値は平成 26 年度末のものであります。

② - 2 民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物に対しては、県により耐震診断及び耐震改修の支援を創設し、建築物の所有者へ耐震化の働きかけを行うなど耐震化の促進に努めています。民間建築物の平成 27 年度末時点の用途別の耐震化状況は次のとおりです。

表 10 平成 27 年度末の多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率

（単位：棟）

区分	全棟数 ①=②+③	昭和 56 年 6 月以降の新基準建築物 ②	昭和 56 年 5 月までの旧基準建築物		耐震性を有するもの ⑥=②+④	耐震化率 (%) ⑦=⑥/① ×100
			③ = ④ + ⑤	耐震性あり ④		
学校	- (908)	- (576)	- (332)	- (186)	- (146)	- (762) (83.9%)
病院・診療所	- (625)	- (449)	- (176)	- (73)	- (103)	- (522) (83.5%)
劇場・集会場等	- (66)	- (56)	- (10)	- (3)	- (7)	- (59) (89.4%)
店舗	- (1,011)	- (755)	- (256)	- (90)	- (166)	- (845) (83.6%)
ホテル・旅館等	- (299)	- (268)	- (31)	- (7)	- (24)	- (275) (92.0%)
賃貸住宅	- (7,681)	- (5,366)	- (2,315)	- (1,714)	- (601)	- (7,080) (92.2%)
社会福祉施設等	3 (1,138)	2 (1,021)	1 (117)	0 (54)	1 (63)	2 (1,075) (94.5%)
消防庁舎	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-) (-)
その他一般庁舎	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-) (-)
その他	13 (3,278)	11 (2,510)	2 (768)	0 (319)	2 (449)	11 (2,829) (86.3%)
合計	16 (15,006)	13 (11,001)	3 (4,005)	0 (2,446)	3 (1,559)	13 (13,447) (89.6%)

上段は町内、下段（ ）は県内

※県の数値は平成 26 年度末のものです。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物（法施行令第7条）

法第14条第2号に該当する特定建築物（以降、2号特定建築物と示す）は3棟存在し、うち2棟が旧基準の建築物となっています。

表1-1 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（平成28年3月末現在）

（単位：棟）

特定建築物	全棟数 ①=②+⑤	旧基準建築物		新基準 建築物 ⑤	耐震性を 有するもの ⑥=③+⑤	耐震化率 (%) ⑦=⑥/①×100
		耐震改修 したもの ②=③+④ ③	耐震改修 してない ④			
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供す る特定建築物	3	2	0	1	1	33.3

表1-2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

（法施行令第7条）

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
4. マッチ	300 マッチトン [*]
5. 可燃性のガス（7及び8を除く）	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

④ 緊急輸送道路等を閉塞させるおそれがある特定建築物（法第6条第3号）

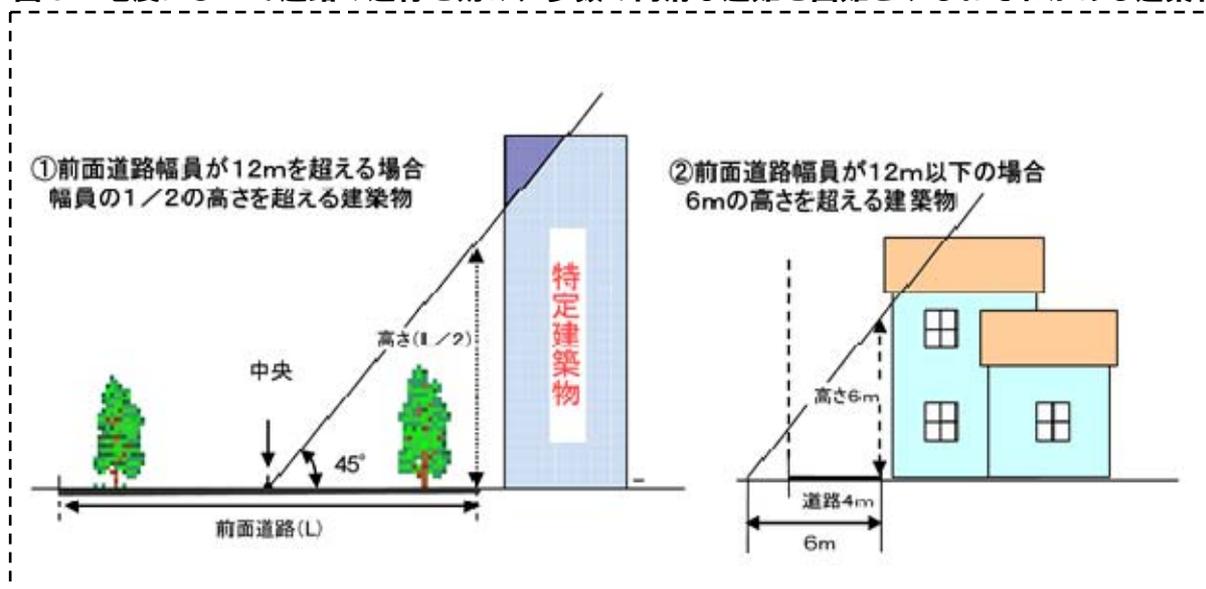
県地域防災計画において指定する緊急輸送道路は下図の路線です。



図4 緊急輸送道路位置図

緊急輸送道路沿いの建物のうち、地震時に道路を閉塞させるおそれのある建築物について平成25年に一斉点検を行いました。特に重大な影響を及ぼす建築物は見受けられなかったものの、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、これらの道路に接する建築物の耐震化に引き続き取り組みます。

図5 地震によって道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物



(4) 耐震化の目標の設定

① 住宅及び多数の者が利用する建築物

本計画における、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、国の基本方針や県計画を踏まえ、表のとおりとします。

表13 平成32年度における耐震化率の目標

		現計画の目標 平成27年度	改定後の目標 平成32年度	実績 平成27年度
住宅		90%	95%	73.7%
多数の者が利用 する建築物	町有	90%	100%	90.9%
	民間	90%	95%	81.3%

② その他の町有建築物

ア) 町有建築物等の耐震性の状況

町有建築物には、特定建築物の規模要件に含まれないが、防災上重要な建築物や多くの住民が利用する建築物等の建築物があります。このため、町有特定建築物の耐震化と合わせて、以下に示すような町有建築物についても計画的に耐震化を図ってまいりましたが、未だ完了していないものについては、引き続き耐震化を進めます。

- (A) 特定建築物の規模要件に含まれないが、災害対策本部となる町役場本庁舎、避難所に指定されている施設等の防災上重要な建築物
- (B) 日常時に多くの住民が利用する建築物
- (C) 上記以外で被災すると住民に影響があると考えられる建築物

表14 町有建築物の耐震性の状況

(単位：棟)

用途区分	総数	新基準 建築物	旧基準 建築物	耐震性を有 する建築物
(A) 防災上重要な町有建築物	25 (25)	11 (8)	14 (17)	2 (0)
(B) 多くの住民が利用する町有建築物	14 (14)	11 (11)	3 (3)	1 (1)
(C) その他の町有建築物	5 (5)	2 (2)	3 (3)	0 (0)
計	44 (44)	24 (21)	20 (23)	3 (1)

※ この表で集計した建築物は、特定建築物は含まず、施設の延床合計面積が200㎡を超える建築物を対象としました。

※ 上段はH27、下段()はH22当初計画策定時

イ) 耐震改修の目標値

耐震改修による耐震性能向上の目標値は、原則として I_s 値 0.6 以上としますが、用途により県や国からの通知等で目標値が明示されている場合は、その数値以上とします。

表 1 5 耐震性能ランク別一覧表

ランク		大地震に対する耐震性能	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物 「構造耐震指標」 (I_s 値 ※1)	昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物 「重要度係数」 ※2
I	I a	耐震性が優れている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い		1.25 以上
	I b	耐震性が確保されている建築物 ・構造体に部分的に損傷を生ずる可能性はあるが、倒壊又は崩壊する危険性は低い	0.6 以上	1.00 以上 1.25 未満
II		耐震性がやや劣る建築物 ・倒壊又は崩壊する危険性は、ランク III より低いが、地域及び地盤状況によっては、かなりの被害を受けることが想定される	0.3 以上 0.6 未満	
III		耐震性が劣る建築物 ・地域及び地盤状況によっては、倒壊又は崩壊する危険性が高く大きな被害を受けることが想定される	0.3 未満	

※1 I_s 値：(財)日本建築防災協会の耐震診断基準による構造耐震指標

※2 重要度係数：大地震時、建築物に求められる耐力を建築物の用途による重要度に合わせ割増するための係数（「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成 8 年 10 月・旧建設省編）によるもの）

3

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が建築物の耐震化の重要性を認識し、所有または管理する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのためには、町は、県や関係団体と連携しながら建築物の耐震化に関する責任が所有者にあることを自覚してもらえるよう意識啓発を進めることが重要です。

また、所有者の取り組みをできる限り支援するため、所有者が耐震診断・耐震改修*を行いやすいように、適切な情報提供をはじめとして、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援等、耐震化促進に取り組めます。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

① 助成制度の活用

国の制度を活用し、町は、住宅の耐震診断、耐震改修に対して支援し、県は、多数の者が利用する建築物の耐震診断、耐震改修等に対して支援します。

〈町の助成制度〉

1) 耐震診断に対する助成

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着手された一戸建て住宅又は併用住宅で、地上 2 階以下の在来軸組工法による木造建築物が対象となります。

耐震診断に要する費用の補助金の額は、ときがわ町既存建築物耐震診断補助金交付要綱の額とします。

2) 耐震改修に対する助成

耐震診断の結果、耐震基準を満たさないと判定された建築物が対象となります。

耐震改修に要する費用の補助金の額は、ときがわ町既存建築物耐震改修工事補助金交付要綱に定める額とします。

〈県の補助制度〉

埼玉県建築物耐震改修等補助制度

多数の者が利用する建物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 14 条第 1 項に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等が対象となります。

耐震診断、耐震改修又は立替設計及びこれらの工事に要する費用の補助金の額は、埼玉県民間建築物耐震改修等補助事業交付要綱に定めた額とします。

② 融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、町ではこれらの制度の活用促進を図ります。

- 1) 埼玉県： 埼玉の家 耐震・安心・エコリフォームローン
既存建築物の耐震性能の向上を図るため
- 2) 県内3金融機関： 民間建築物の耐震化融資制度
多数の方が利用する建築物や地震による倒壊等で緊急輸送道路を塞ぐおそれのある建築物に耐震化の費用の一部を補助するもの
- 3) 独立法人 住宅金融機構： リフォーム融資
部分的なバリアフリー工事又は耐震改修工事に融資するもの

※平成28年4月1日現在

③ 税制に関する措置の活用

耐震改修等についての税制措置が下記のとおり行われており、町は耐震化促進のためにこれらの措置の周知を図ります。

- 1) 住宅ローン減税
耐震工事の際、リフォームローンを利用して一定の要件に該当した場合には、一定期間ローン残高の一部が、所得税又は町・県民税から控除されます。
- 2) 耐震改修促進税制
・所得税
自己の住宅の用に供する住宅(昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。)の耐震改修工事を行い、要件に該当した場合、その年分の所得税から一定の金額が控除されます。
・固定資産税
昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成30年3月31日までに耐震改修工事(工事費用50万円以上のもの)を行った場合、該当住宅の120㎡相当分につき、固定資産税が一定期間2分の1に減額されます。

※平成28年4月1日現在

④ 無料簡易耐震診断等の実施(出前診断を含む)

町は、県で実施する木造住宅の無料簡易耐震診断や耐震改修・安心リフォーム相談会を住民に周知し、耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

なお、木造住宅の無料簡易耐震診断は、昭和56年以前に建築された、1～2階建て木造住宅(プレハブ住宅を除く)を対象に、県の地域機関である建築安全センターにおいて実施しています。

(3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 相談窓口の設置

町は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため相談窓口を設けるよう努めます。

相談窓口では、次の事項に関する情報提供を実施します。

- ・耐震診断及び耐震改修の助成制度の概要、税制措置等
- ・自己による簡単な診断方法
- ・耐震改修工法や概算費用等
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他耐震に関する情報

② リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会に、同時に耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも費用負担や工期の面で効率的です。

そのため、県が行う耐震改修・安心リフォーム相談会等を活用し、リフォームと合わせた耐震改修の促進を図ります。

③ 耐震サポーター登録制度

県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県内の建築士事務所や施工業者「耐震サポーター」として登録する制度を設けています。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成し、公表しており、建築所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう周知に努めます。

④ 耐震マーク表示制度

安全基準に適合していると認められた建築物について表示する制度で、ホームページ等を通じて耐震マーク表示制度について周知を行います。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

① 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

県地域防災計画では、震災時の拠点施設を連絡するほか、震災時における多数の者の円滑な避難・救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

本計画において緊急輸送道路として指定する路線は、県地域防災計画に定められた第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路とします。

② 緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路の沿道については、建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

また、町は県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施します。

また、町では、点検後も引き続き、地震に対する緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めます。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップの活用による意識啓発

ときがわ町に大きな地震が発生した場合に、ときがわ町で予想される震度分布や液状化の危険度、建築物の被害状況を掲載した地震ハザードマップにより周知し、建築物の所有者等の防災意識高揚を図っております。



図6 ときがわ町地震ハザードマップ（平成 27 年 3 月発行）

(2) パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

① パンフレットの作成・活用

住民の皆様に対して耐震化に関する知識や情報を提供できるように、耐震化に関する各種パンフレット等の活用により周知を図ります。

また、本計画で定めた目標や施策等の概要について、町ホームページ上に掲載するとともに、パンフレットを作成し、住民への周知を図ります。

② セミナー・講習会の開催

町では、県が毎年実施している地震対策セミナーや講習会等の実施について、広報やパンフレット等で、住民への周知を図ります。

また、町から県に要請し、震災予防に関する出前講座を開催し、住民の防災意識の普及啓発を図ります。

(3) 地震時の安全対策

町は県と連携して、パンフレット等の作成・配布により地震時の安全対策の普及・促進を図ります。

① 窓ガラス・天井等の安全対策

窓ガラスや天井の落下し、それによって負傷者が発生しないように、窓ガラス・天井等の落下の危険性を周知することが重要であるため、住民や建物の所有者に対して、パンフレットの配布等により安全対策の周知を図ります。

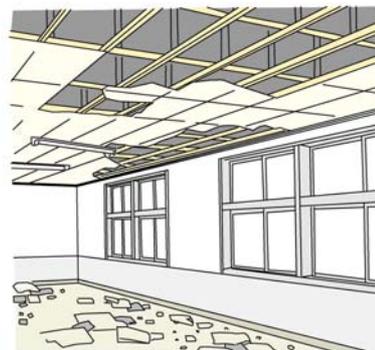


図7 地震による天井の落下

② 家具や棚等の固定による安全対策

地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、書棚、商品棚などが転倒・移動して負傷者が発生することがないように、家具や棚等の固定を行う方法をパンフレット等により紹介し、それぞれの世帯や事業所での取り組みを支援していきます。

③ ブロック塀等の安全対策

地震発生時に、道路沿いの構造物（ブロック塀、看板など）が倒壊・転倒し、負傷者が発生したり交通の妨げとなる場合があります。こうした構造物の倒壊の危険性を住民や建物の所有者に周知し、正しい施工方法を普及させることが重要であるため、パンフレットの配布等により安全対策の周知を図ります。

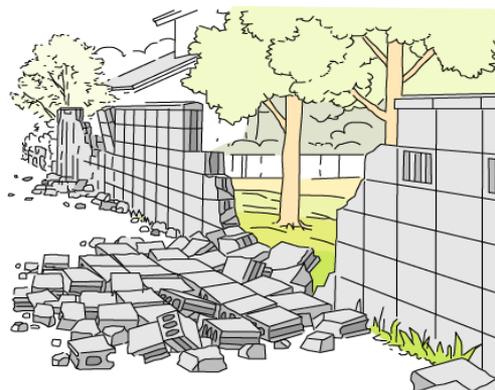


図8 地震によるブロック塀の倒壊

(4) 自主防災組織との連携

町は、ときがわ町地域防災計画に基づいて、既存のコミュニティ（行政区、消防団等）を活用した自主防災組織の組織化の推進、育成を図ってまいりました。結果、町内に全域に自主防災組織が組織化され、避難訓練等が実施されています。町では、継続的な活動が行なえるよう、訓練等に対して支援を行っています。

また、自主防災組織を通じて、県が実施している無料簡易耐震診断を受けるよう、働きかけを行います。

5

耐震診断及び耐震改修の法に基づく指導等

(1) 法による指導等の実施

町は、特定既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため、県がその所有者に対して行う法第15条第1項の規定に基づく指導・助言並びに同条第2項の規定に基づく指示等の実施、及びその指示に従わなかった場合の公表等に対し協力します。

(2) 建築基準法に基づく勧告又は命令等の実施

町は、県が行なう法第10条第3項の規定に基づく改修命令及び同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令等に対し協力します。

6 体制

(1) 関係団体等による協議会の活用

町は、県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとし、ます。

表 16 建築関係団体（11団体）

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

社団法人埼玉建築士会	社団法人埼玉県建築士事務所協会
財団法人埼玉県建築住宅安全協会	社団法人埼玉県建築設計監理協会
社団法人埼玉県建設業協会	社団法人埼玉県住宅産業協会
財団法人埼玉県住宅センター	埼玉土建一般労働組合
建設埼玉	埼玉県住まいづくり協議会
財団法人さいたま住宅検査センター	

(2) 応急危険度判定体制の整備

県では、平成 7 年から応急危険度判定士の養成を開始し、多くの建築物が被災した際、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や県民の安全の確保を図るため「埼玉県被災建築物応急危険度判要綱」を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えています。

また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練、応急危険度判定コーディネーター講習会及び市町村ごとに連絡訓練を行っています。

(3) 埼玉県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修の実施

埼玉県住宅供給公社は、建築物の耐震改修を促進するため、委託により住宅の耐震診断及び耐震改修を行います。